

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 2 月 1 3 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄

群馬県後期高齢者医療広域連合条例第5号

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第4条第2項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 群馬県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。